

鎌倉市立地適正化計画

【 届出制度の手引き 】

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 立地適正化計画に基づく届出制度について | 1 |
| 2 都市機能誘導区域に係る届出について | 2 |
| 3 居住誘導区域に係ると届出について | 8 |
| 4 手続きの流れ | 11 |
| 5 届出書類の記入例 | 12 |

令和4年3月

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課

1. 立地適正化計画に基づく届出制度について

人口減少や少子高齢化を背景として、人口減少局面でも持続可能な都市経営を可能とするため、平成 26 年(2014 年) 8 月での都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により立地適正化計画制度が創設されました。

本市でも、将来にわたり持続可能な都市づくりを推進していくため、令和 4 年(2022 年) 3 月に鎌倉市立地適正化計画を策定しました。

立地適正化計画の策定・公表後は、都市再生特別措置法の規定により、都市機能誘導区域外で誘導施設を含む開発行為及び建築等行為を行おうとする場合や、居住誘導区域外で住宅を含む開発行為及び建築等行為を行おうとする場合等では、市へ届出が必要となります。

この手引きでは、それら届出の対象や届出書類等について解説を行っています。

【立地適正化計画で定める区域・誘導施設】

【都市機能誘導区域】

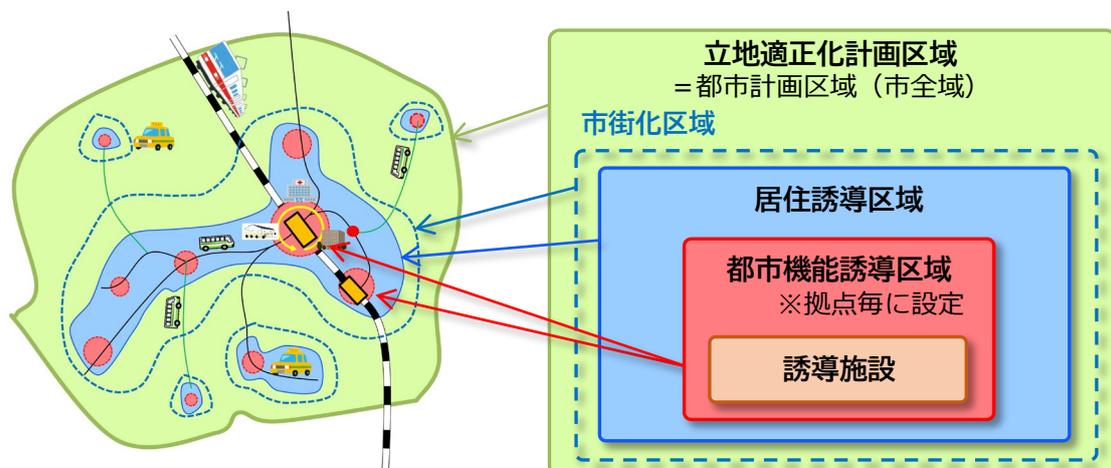
医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域

【誘導施設】

都市機能誘導区域毎に、地域の人口特性、施設の充足状況や配置を勘案して、立地を誘導すべき施設

【居住誘導区域】

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域



出典：国土交通省資料

2. 都市機能誘導区域に係る届出について

(1) 届出対象となる行為及び届出内容

ア 開発行為・建築等行為（都市再生特別措置法第 108 条第1項）

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築の動向を把握することを目的として、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を含む開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。

対象となる行為

| | |
|-------|--|
| 開発行為 | ◇誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 |
| 建築等行為 | ◇誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◇建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ◇建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合 |

※ただし、以下の行為については届出不要です。

- ・誘導施設を有する建築物で仮設のもの（建築の用に供する目的で行う開発行為、建築等行為（新築、改築、用途の変更））
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為または都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

対象となる区域

都市機能誘導区域外（⇒5～6ページ参照）

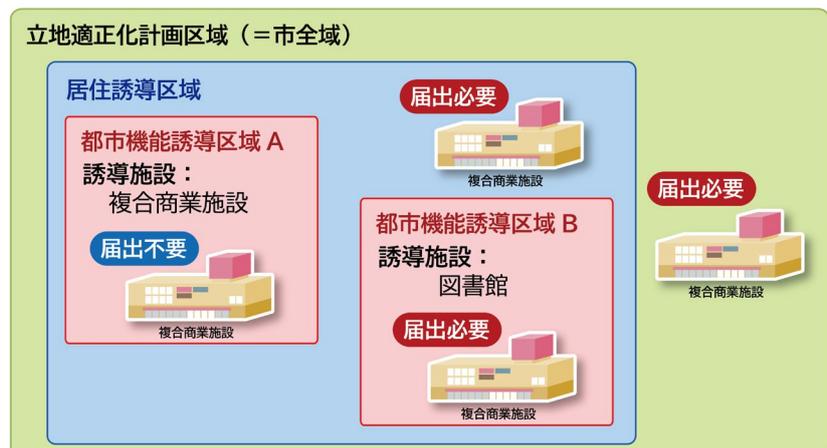
※誘導施設に設定されていない都市機能誘導区域で建築する場合は届出の対象となります。（下図の区域Bのような場合）

※開発行為や建築等行為を行おうとする敷地の **全部または一部** が都市機能誘導区域外にある場合は、届出の対象となります。（建築物の配置ではなく、敷地で判定します）

対象となる施設

誘導施設
（⇒7ページ参照）

【都市機能誘導区域外で届出が必要となる場合のイメージ：複合商業施設の場合】



届出の期日

開発行為、建築等行為に着手する **30日前** まで

提出書類

【開発行為の場合】

- 届出書 **様式第18** (⇒記入例：12 ページ参照)
- 添付書
 - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上)
 - ② 設計図 (建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

【建築等行為の場合】

- 届出書 **様式第19** (⇒記入例：13 ページ参照)
- 添付書類
 - ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 以上)
 - ② 建築物の2面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

【届出後、内容を変更する場合】

- 届出書 **様式第20** (⇒記入例：14 ページ参照)
- 添付書類 (上記の各添付書類と同様)

※提出において、届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状を添付して下さい。

提出部数

2 部

届出窓口

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課

[電話番号] 0467-23-3000 (内線:2522)

[住 所] 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

その他留意事項

- ・届出をしない、または虚偽の届出をして、開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条 (重要事項の説明等) の対象です。
- ・都市機能誘導区域外での開発行為や建築等行為が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法第 108 条第 3 項の規定に基づき、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告を行うことがあります。

イ 休止または廃止（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、既にある都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、行為に着手する30日前までに市へ届出が必要です。

対象となる行為

| | |
|----|---|
| 休止 | ◇都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合 |
|----|---|

対象となる区域

都市機能誘導区域内（⇒5～6ページ参照）

【休止のイメージ
銀行、信用金庫等の場合】



対象となる施設

誘導施設（⇒7ページ参照）

届出の期日

休止または廃止しようとする日の **30日前** まで

提出書類

届出書 **様式第21**（⇒記入例：15ページ参照）

提出部数

2部

届出窓口

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課

[電話番号] 0467-23-3000（内線：2522）

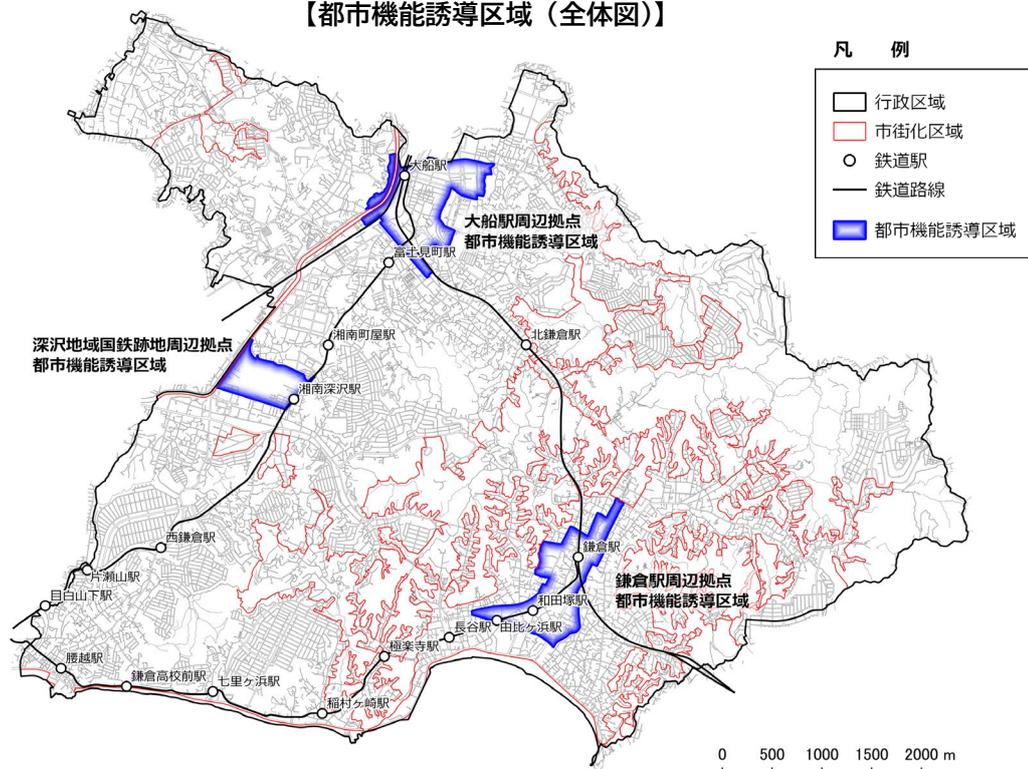
[住所] 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

その他留意事項

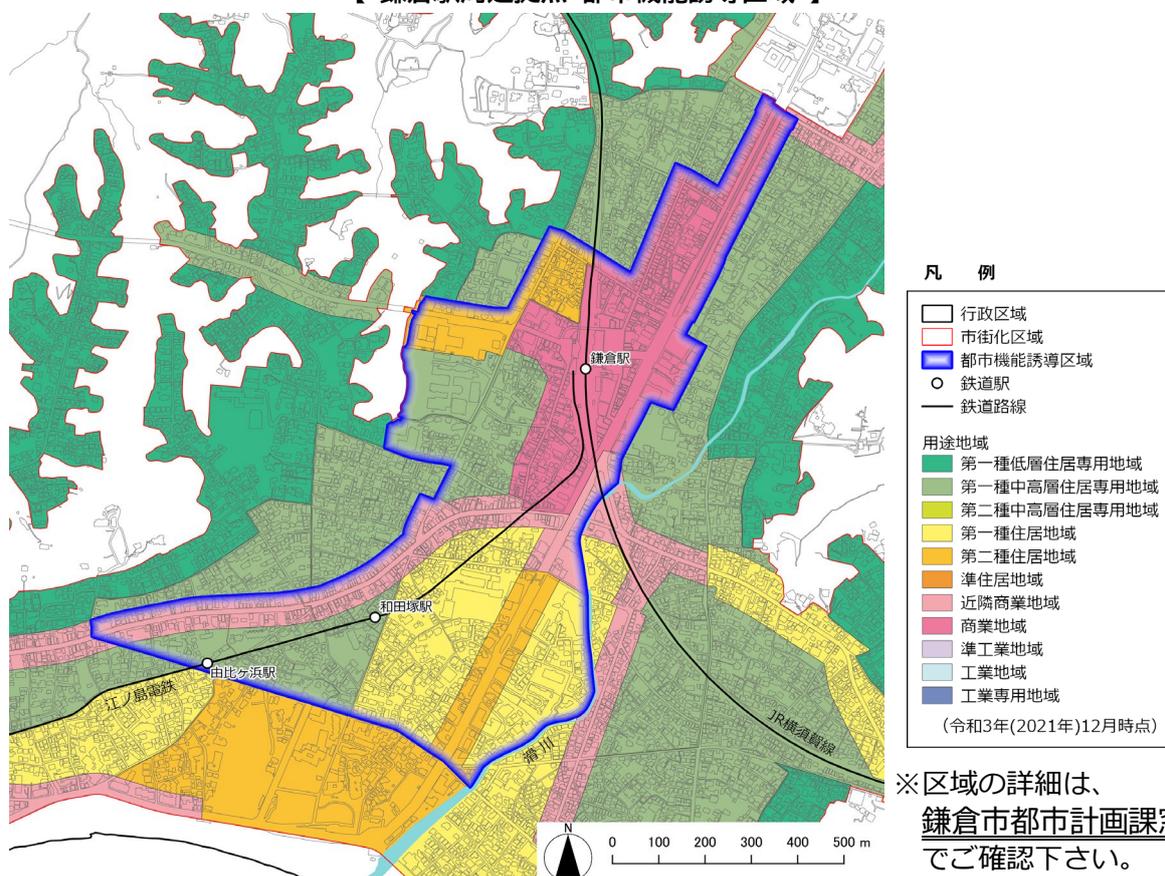
- ・新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第108条の2第2項の規定に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言または勧告を行うことがあります。

(2) 都市機能誘導区域

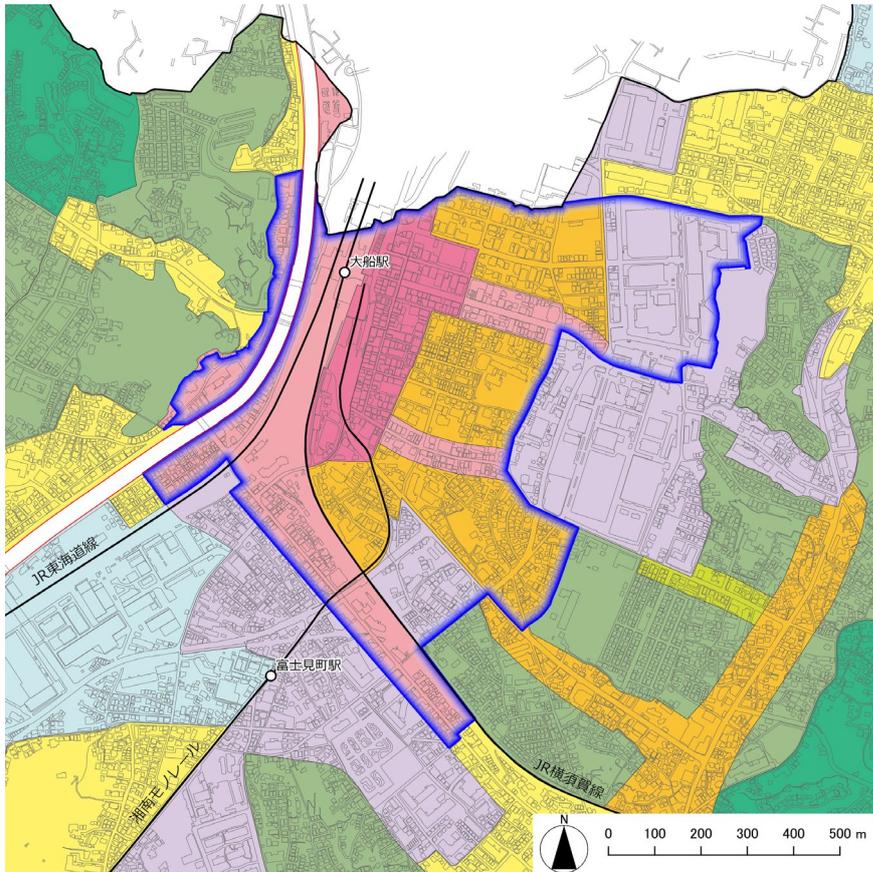
【都市機能誘導区域（全体図）】



【鎌倉駅周辺拠点 都市機能誘導区域】



【 大船駅周辺拠点 都市機能誘導区域 】

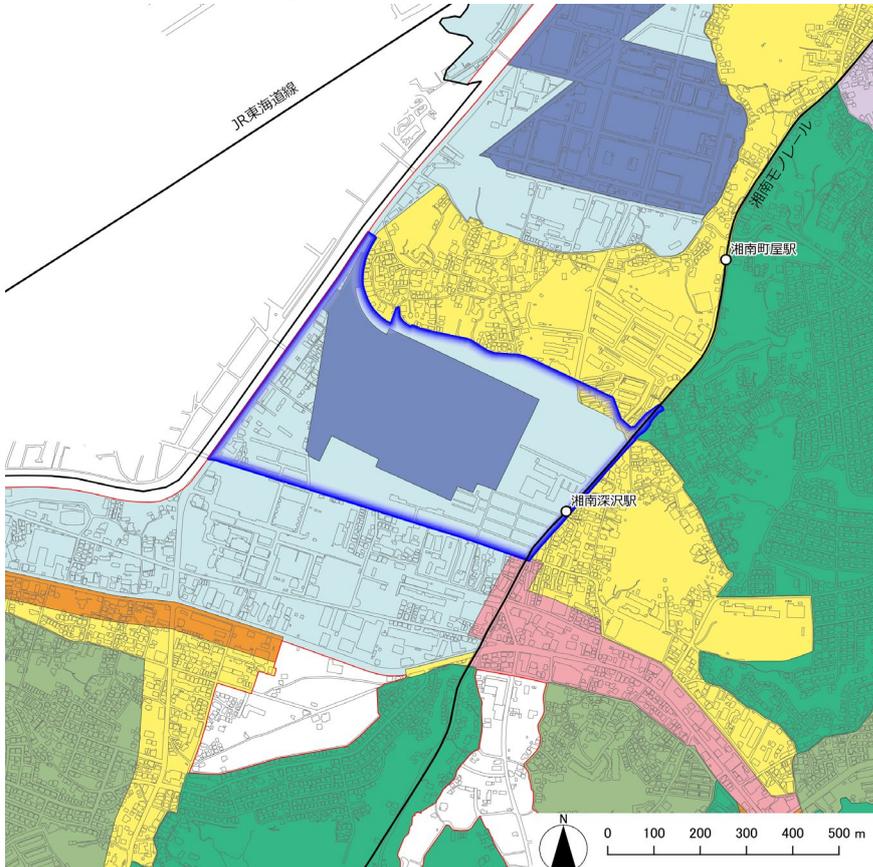


凡 例

- 行政区域
 - 市街化区域
 - 都市機能誘導区域
 - 鉄道駅
 - 鉄道路線
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
- (令和3年(2021年)12月時点)

※区域の詳細は、鎌倉市都市計画課窓口でご確認下さい。

【 深沢地域国鉄跡地周辺拠点 都市機能誘導区域 】



凡 例

- 行政区域
 - 市街化区域
 - 都市機能誘導区域
 - 鉄道駅
 - 鉄道路線
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
- (令和3年(2021年)12月時点)

※区域の詳細は、鎌倉市都市計画課窓口でご確認下さい。

(3) 誘導施設

届出の対象となる施設（誘導施設）は、次のとおりです。

- “ **必要** ”： 誘導施設を含む開発行為や建築等行為を行う際、**届出が必要** です。
- “ — ”： 誘導施設を含む開発行為や建築等行為を行う際、**届出が不要** ですが、既に立地している誘導施設を休止または廃止する場合、**届出が必要** です。

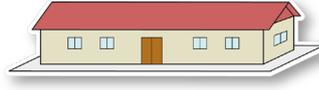
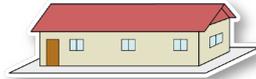
| 誘導施設 | 定義 | 都市機能誘導区域 | | | 都市機能誘導区域「外」 |
|----------|---|-----------|-----------|----------------|-------------|
| | | ① 鎌倉駅周辺拠点 | ② 大船駅周辺拠点 | ③ 深沢地域国鉄跡地周辺拠点 | |
| 市役所(本庁舎) | 地方自治法第4条第1項に規定する施設 | 必要 | 必要 | — | 必要 |
| 複合商業施設 | 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積 3,000㎡以上の商業施設、かつ都市拠点の中心的な鉄道駅（鎌倉駅、大船駅、湘南深沢駅）から半径 750m の徒歩利用圏に立地する施設 ※「商業集積地区」は届出対象外 | — | — | — | 必要 |
| 銀行、信用金庫等 | 銀行法第2条に規定する銀行、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業、信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設、労働金庫法に規定する労働金庫を行う施設 | — | — | — | 必要 |
| 中央図書館 | 図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例第2条に規定する中央図書館 | — | 必要 | 必要 | 必要 |
| 芸術館 | 鎌倉市芸術館条例第2条第1項に規定する鎌倉芸術館 | 必要 | — | 必要 | 必要 |

3. 居住誘導区域に係る届出について

(1) 届出対象となる行為及び届出内容 (都市再生特別措置法第 88 条第1項)

居住誘導区域外での住宅開発等の動向を把握することを目的として、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、居住誘導区域外で住宅を含む開発行為及び建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。

対象となる行為

| | | | |
|-------|---|--|--|
| 開発行為 | ◇3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 | (例) 届出必要 3戸の開発行為 |  |
| | ◇1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 ㎡以上の規模のもの | (例) 届出必要 1,300 ㎡で1戸の開発行為 |  |
| | 届出不要 800 ㎡で2戸の開発行為 |  | |
| 建築等行為 | ◇3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◇建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合 | (例) 届出必要 3戸の建築行為 |  |
| | 届出不要 1戸の建築行為 |  | |

※ただし、以下の行為については届出不要です。

- ・住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するもの（建築の用に供する目的で行う開発行為、建築等行為（新築、改築、用途の変更））
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為または都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

※届出対象の「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗兼用住宅等の居住機能を備えた建築物です。

対象となる区域

居住誘導区域外 (⇒10 ページ参照)

※開発行為や建築等行為を行おうとする敷地の **全部または一部** が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。(建築物の配置ではなく、敷地で判定します)

届出の期日

開発行為、建築等行為に着手する **30日前** まで

提出書類

【開発行為の場合】

- 届出書 **様式第10** (⇒記入例：16 ページ参照)
- 添付書類
 - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上)
 - ② 設計図 (建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図:①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

【建築等行為の場合】

- 届出書 **様式第11** (⇒記入例：17 ページ参照)
- 添付書類
 - ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 以上)
 - ② 住宅等の2面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図:①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

【届出後、内容を変更する場合】

- 届出書 **様式第12** (⇒記入例：18 ページ参照)
- 添付書類 (上記の各添付書類と同様)

※提出において、届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状を添付して下さい。

提出部数

2 部

届出窓口

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課

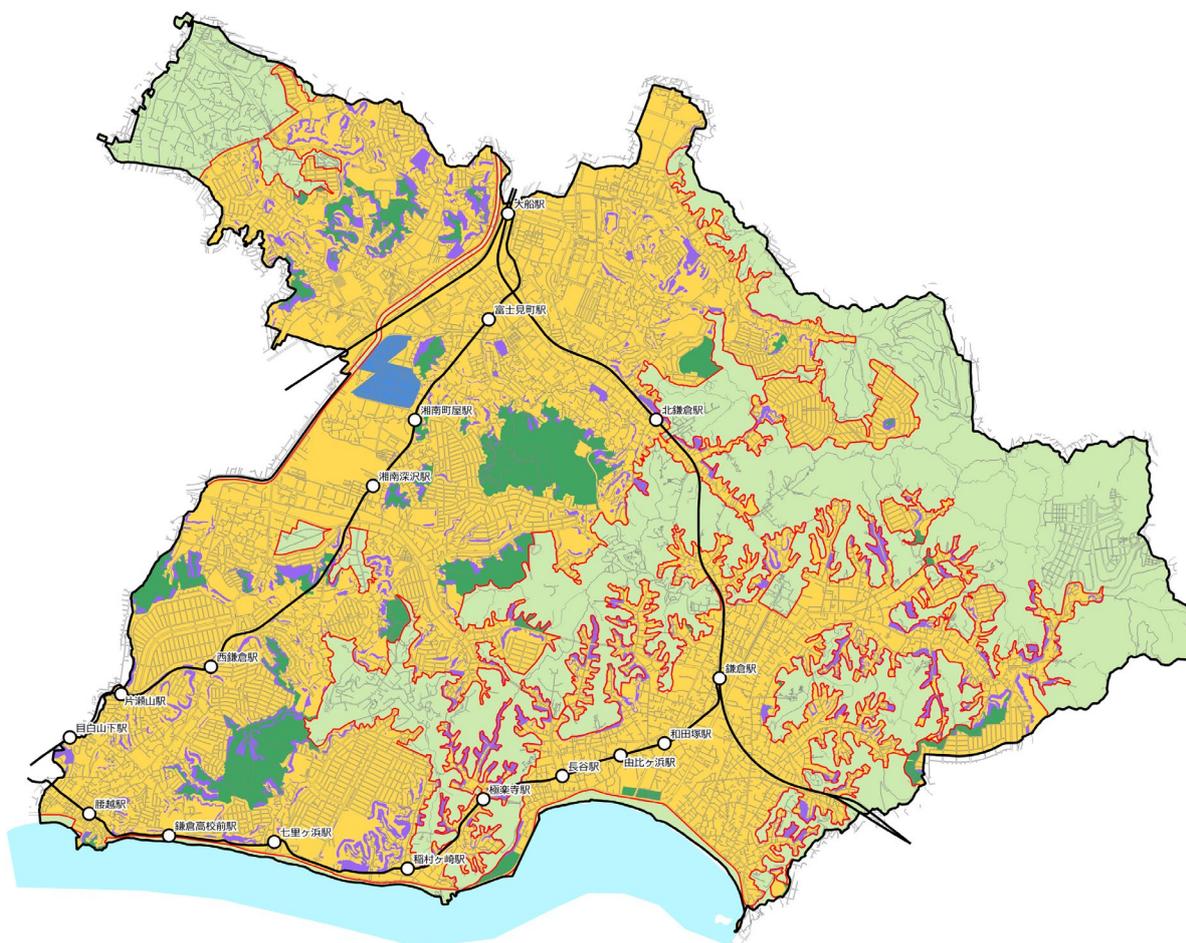
[電話番号] 0467-23-3000 (内線:2522)

[住 所] 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

その他留意事項

- ・届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ・居住誘導区域外での開発行為や建築等行為が、居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告を行うことがあります。

(2) 居住誘導区域



凡 例

| | |
|---|--------------------|
| | 行政区域 |
| | 市街化区域 |
| | 鉄道駅 |
| | 鉄道路線 |
| | 居住誘導区域 |
| | 市街化調整区域 |
| 居住誘導区域外 | |
| | 工業専用地域 |
| | 災害ハザードエリアで危険性の高い箇所 |
| | まちなかの緑 |
| ※都市計画公園・緑地(計画地含む)、都市公園(候補地含む)は2ha以上のみ表示しています。 | |

※土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導区域から除外しますが、具体の箇所は、神奈川県が公表する最新の指定情報（神奈川県 web サイト（神奈川県土砂災害情報ポータル）及び告示図書）により確認を行い、居住誘導区域内外を判断します。

※また、造成工事や対策工事等により当該区域の縮小や解除が行われた際は、その箇所が前述の居住誘導区域の設定の流れにある「B）積極的に居住を誘導しない箇所」に該当しない場合に限り、居住誘導区域内となります。

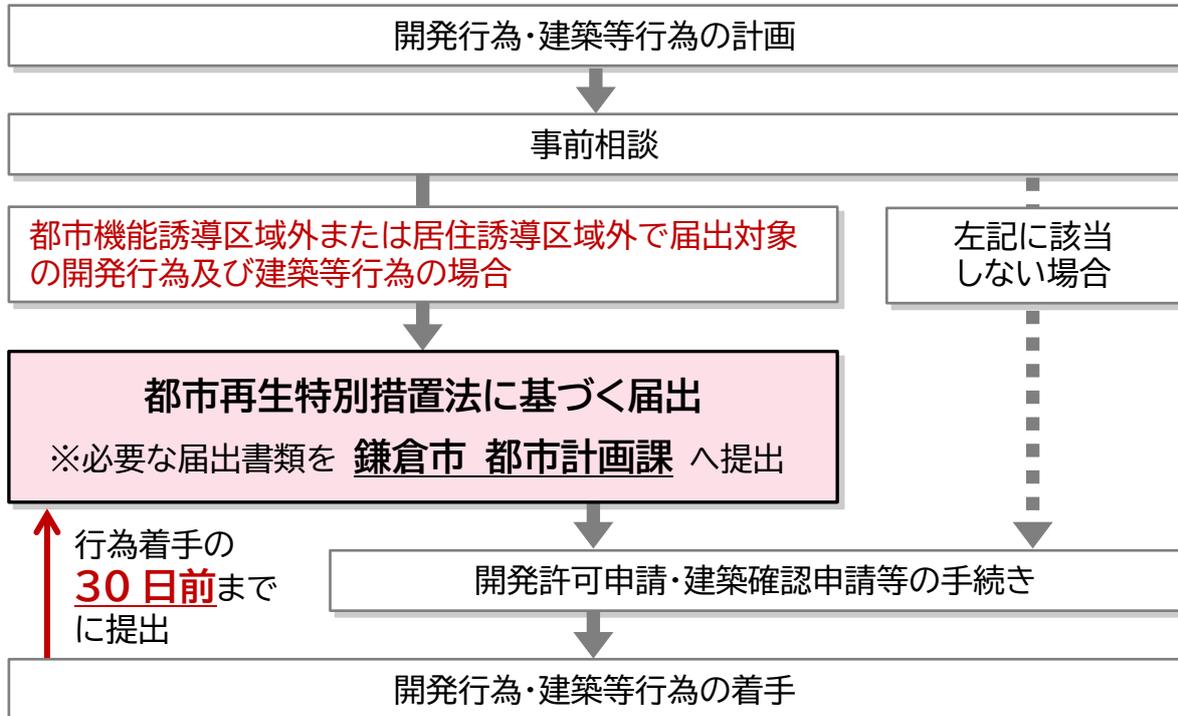
※「まちなかの緑」である都市計画公園・緑地（計画地含む）、都市公園（候補地含む）、特別緑地保全地区（候補地含む）、保安林は、全てを居住誘導区域から除外します。

※区域の詳細は、[鎌倉市都市計画課窓口](#) でご確認下さい。

4. 手続きの流れ

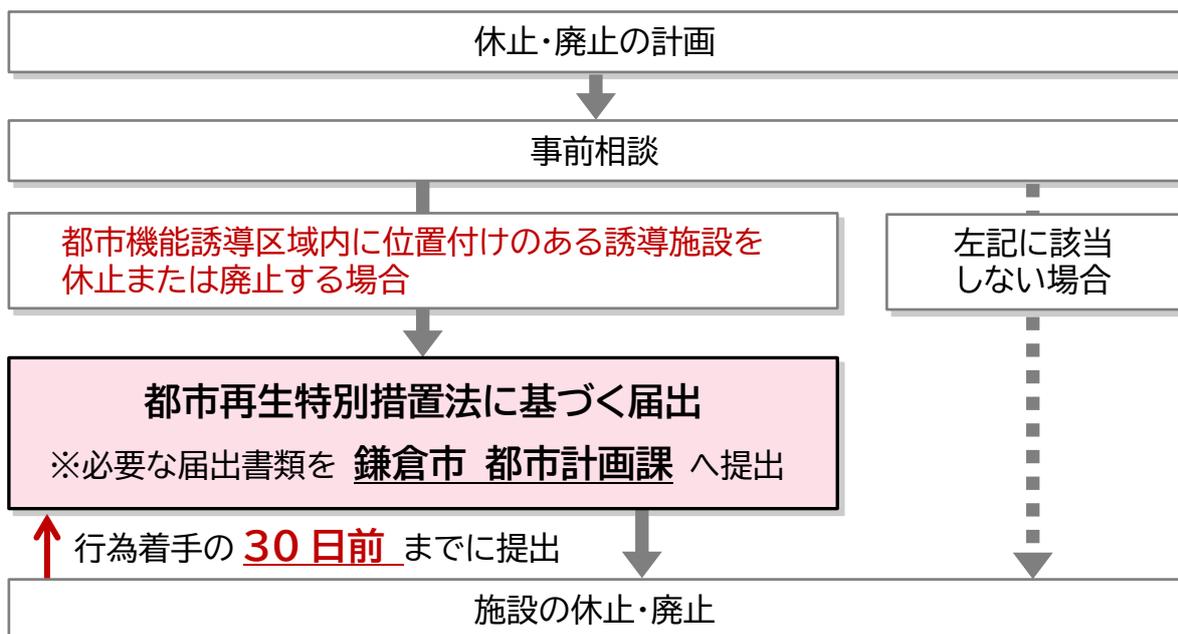
届出の対象となる場合、開発許可申請・建築確認申請等の手続きの前に、必要な手続きを行ってください。

ア 開発行為・建築等行為の場合



※届出内容を変更する場合も、変更の行為に着手する 30 日前までに届出書類の必要が必要です。

イ 誘導施設の休止・廃止の場合



5. 届出書類の記入例

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

様式第18 (記入例)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇 年〇〇月〇〇日 工事着手の 30 日前まで

鎌倉市長あて

押印は不要

届出者 住所 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

| | | |
|---------|------------------|--------------------------------------|
| 開発行為の概要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇 |
| | 2 開発区域の面積 | 1,000 平方メートル |
| | 3 建築物の用途 | 銀行 |
| | 4 工事の着手予定年月日 | 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 |
| | 5 工事の完了予定年月日 | 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 |
| | 6 その他必要な事項 | (建物名称) 〇〇銀行〇〇支店 (延床面積) 600 平方メートル |

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（建物配置図、平面図等 縮尺 1/100 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図等）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇 年〇〇月〇〇日 工事着手の 30 日前まで

鎌倉市長あて 押印は不要

届出者 住所 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

| | |
|--|--|
| 1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | (所在・地番) 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇 (地 目) 宅地 (面 積) 1,000 平方メートル |
| 2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途 | 銀 行 |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 | |
| 4 その他必要な事項 | (建物名称) 〇〇銀行〇〇支店 (延床面積) 600 平方メートル (着手予定) 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 (完了予定) 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 |

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 以上)
- ② 建築物の 2 面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

行為の変更届出書

工事着手の 30 日前まで

令和〇 年〇〇月〇〇日

鎌倉市長あて

押印は不要

届出者 住所 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇
〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日：令和〇 年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容：
・開発区域の面積の変更（1,000→900平方メートル）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日：令和〇 年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日：令和〇 年〇〇月〇〇日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

〈建築等行為の場合〉

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ② 建築物の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

誘導施設の休廃止届出書

工事着手の 30 日前まで

令和〇 年〇〇月〇〇日

鎌倉市長あて

押印は不要

届出者 住所 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇
〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・**廃止**) について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
〇〇銀行〇〇支店
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日 : 令和〇 年〇〇月〇〇日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2)** 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
除却予定時期 : 令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇 年〇〇月〇〇日 工事着手の 30 日前まで

鎌倉市長あて 押印は不要

届出者 住所 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

| | | |
|---------------------------------|------------------|----------------------------|
| 開 発 行 為 の 概 要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇 |
| | 2 開発区域の面積 | 2,000 平方メートル |
| | 3 住宅等の用途 | 戸建て住宅 |
| | 4 工事の着手予定年月日 | 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 |
| | 5 工事の完了予定年月日 | 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 |
| | 6 その他必要な事項 | (住宅区画数) 10区画 (住宅戸数) 10戸 |

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
(土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ② 設計図 (建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図: ①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

{ **住宅等の新築**
建築物を改築して住宅等とする行為 }
{ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。

令和〇 年〇〇月〇〇日 **工事着手の 30 日前まで**

鎌倉市長あて **押印は不要**

届出者 住所 **鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇**
〇〇株式会社
氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

| | |
|--|--|
| 1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | (所在・地番) 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇 (地 目) 宅地 (面 積) 800 平方メートル |
| 2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途 | 共同住宅 |
| 3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 | |
| 4 その他必要な事項 | (着手予定) 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 (完了予定) 令和〇 年 〇〇月 〇〇日 (棟数戸数) 1棟6戸 |

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 以上)
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書 (求積図: ①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等)

行為の変更届出書

工事着手の 30 日前まで 令和〇 年〇〇月〇〇日

鎌倉市長あて

届出者 住所 鎌倉市 〇〇 〇丁目〇-〇
〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日：令和〇 年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容：
・住宅区画数の変更（10→8区画）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日：令和〇 年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日：令和〇 年〇〇月〇〇日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（建物配置図、平面図 等 縮尺 1/100 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

〈建築等行為の場合〉

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）